

航空機遅延費用等補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、保険期間中で、かつ、旅行行程中に第2条（出発遅延費用等）または第4条（乗継遅延費用）に規定する損害を被った場合は、この特約および普通約款（*1）の規定に従い保険金（*2）を支払います。

（*1）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金または乗継遅延費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（出発遅延費用等）

(1) 当会社は、被保険者が搭乗する予定であった航空機について生じた出発遅延等（*1）もしくは搭乗不能（*2）または被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更（*3）により、その航空機の出発予定時刻（*4）から6時間以内に代替となる他の航空機（*5）を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金として被保険者に支払います。

(2) (1) の出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金の支払は、1回の出発遅延等（*1）、搭乗不能または着陸地変更について2万円を限度とします。

（*1）出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、航空機の欠航もしくは運休をいいます。

（*2）その航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をいいます。以下この特約において同様とします。

（*3）予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。以下この特約において同様とします。

（*4）着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。

（*5）着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。

第3条（出発遅延費用等の範囲）

(1) 第2条（出発遅延費用等）(1) の費用とは、下表に掲げるものをいいます。

①	出発地（*1）において、その航空機の代替となる他の航空機（*2）が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設の客室料、食事代、交通費（*3）および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
②	被保険者が目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービス（*4）について、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供または手配機関（*5）との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用

(2) (1) の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、第6条（保険事故）に規定する保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

（*1）着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。

（*2）着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。

（*3）宿泊施設への移動に必要とするタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

（*4）以下この特約において「旅行サービス」といいます。

（*5）その旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

第4条（乗継遅延費用）

(1) 当会社は、被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、到着機（*1）の遅延（*2）によって、出発機（*3）に搭乗することができず、到着機（*1）の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、乗継遅延費用保険金として被保険者に支払います。

(2) (1) の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着機（*1）の遅延について2万円を限度とします。

(3) (2) の「1回の到着機（*1）の遅延」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機（*1）の遅延をいいます。

（*1）乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。

- (* 2) 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。
- (* 3) 乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機をいいます。以下この特約において同様とします。

第5条（乗継遅延費用の範囲）

(1) 第4条（乗継遅延費用）(1) の費用とは、下表に掲げるものをいいます。

①	乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設の客室料、食事代、交通費（*1）および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
②	旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供または手配機関（*2）との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用

(2) (1) の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、第6条（保険事故）に規定する保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

(* 1) 宿泊施設への移動に必要なタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

(* 2) 旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

第6条（保険事故）

この特約における保険事故は、被保険者が費用を負担する原因となった第2条（出発遅延費用等）(1) または第4条（乗継遅延費用）(1) に規定する事由の発生をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
③	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
④	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤	核燃料物質（*2）もしくは核燃料物質（*2）によって汚染された物（*3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑥	③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦	⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(* 1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(* 2) 使用済燃料を含みます。

(* 3) 原子核分裂生成物を含みます

第8条（事故の通知）

(1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等（*1）の有無および内容（*2）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) または(2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(* 1) 第 2 条 (出発遅延費用等) (1) または第 4 条 (乗継遅延費用) (1) の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(* 2) 既に他の保険契約等 (* 1) から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 9 条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第 2 条 (出発遅延費用等) (1) または第 4 条 (乗継遅延費用) (1) の費用を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類とします。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
③	第 3 条 (出発遅延費用等の範囲) または第 5 条 (乗継遅延費用の範囲) の費用の支出を証明する領収書または精算書
④	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	その他当会社が普通約款第 20 条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第 10 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等 (* 1) がある場合において、それぞれの支払責任額 (* 2) の合計額が、第 3 条 (出発遅延費用等の範囲) (1) または第 5 条 (乗継遅延費用の範囲) (1) の費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等 (* 1) から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 (* 2)
②	他の保険契約等 (* 1) から保険金が支払われた場合	第 3 条または第 5 条の費用の額から、他の保険契約等 (* 1) から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 (* 2) を限度とします。

- (2) (1) の費用の額は、第 3 条または第 5 条に規定する費用の額から、第 11 条 (他の給付等がある場合) に規定する給付等の額を控除した額をいいます。

(* 1) 第 2 条 (出発遅延費用等) (1) または第 4 条 (乗継遅延費用) (1) の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(* 2) 他の保険契約等 (* 1) がいないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第 11 条 (他の給付等がある場合)

当会社が保険金を支払うべきこの特約に規定する損害または費用について、下表のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

①	被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
②	被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付 (* 1)

(* 1) 他の保険契約等 (* 2) から支払われた保険金を除きます。

(* 2) 第 2 条 (出発遅延費用等) (1) または第 4 条 (乗継遅延費用) (1) の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第 12 条 (代位)

- (1) 第 2 条 (出発遅延費用等) (1) または第 4 条 (乗継遅延費用) (1) の費用について、被保険

者が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が費用の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1) の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。